消防本部からのお知らせ

ついていますか？住宅用火災警報器！

すべての住宅の寝室、階段（2階以上に寝室がある場合）に住宅用火災警報器を設置しなければいけません。

住宅用火災警報器を設置することで、万が一火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。

まだ設置していない方は、あなたや家族の命を守るため、早めに設置しましょう。

取り付け方法

火災警報器は、天井や壁に取り付けることができます。詳しくは取扱店へ相談したり、取扱説明書をよく読んで、正しい位置に取り付けましょう。

お手入れ方法

火災警報器はいざというときに効果を発揮するものですが、長く取り付けていれば、家電用品と同じように故障したり、交換が必要になります。実際に火災が起きたときに、きちんと警報されるよう、次のようなことに注意してお手入れすることをおすすめします。

①乾電池タイプは交換を忘れない。
②おおむね10年をめどに、機器を交換する。
③作動するか、定期的に点検する。

住宅用火災警報器の不具合について

日本消防検定協会より、次に掲げる住宅用火災警報器の不具合について情報提供がありました。

不具合の内容は、電池寿命の目安が10年となっていますが、まれに目安年に満たない期間で電池切れの警報が鳴動する製品がある、というものです。

種類	光電式（電池方式）		
販売・事業者	ヤマトプロテック㈱		㈱ダスキン
機種番号	YSA−210JP、YSA−310JP、YSA−210AP（けむピー）		DKK−K1
型式番号	鑑住第18〜12号	鑑住第18〜18号	鑑住第19〜49号
製造年月日	2006（平成18）年3月〜2009（平成21）年8月		

△不具合のおそれのある住宅用火災警報器

以上の機種を取付け等されている場合は、お問い合わせ窓口まで連絡し、電池の交換回収などについてご相談してください。

お問い合わせ窓口（両社共通）
ヤマトプロテック株式会社
（受付時間　平日9時〜17時）
☎0570-080100
（受付時間　平日17時以降及び土日祝祭日）
☎072-361-2101

該当する施設は受講を！甲種防火管理新規講習

対象
▽消防法で義務づけられている次の施設で、防火管理上必要な業務を遂行できる管理・監督的な地位にある人
①30人以上収容する集会所・店舗・旅館・病院・福祉施設（小規模社会福祉施設は10人以上）など
②50人以上収容する共同住宅・学校・寺院・工場・事務所など
▽その他受講を希望する人

日時　11月11日（木）・12日（金）
9時30分〜17時
※2日間の受講が必要です。

場所　岩木文化センター「あそべーる」1階ホール

申込期間　10月4日（月）〜29日（金）

申込方法
弘前消防本部予防課及び最寄りの消防署・分署で受け付けします。
なお、申込受付期間内であっても、定員（180人）になり次第、受け付けを終了いたします。
※講習テキストについては、事前に書店等で購入していただくことになります。

問合せ
平川市消防本部　予防課　☎44-3122
弘前消防本部　予防課　☎32-5104

コミュニティ助成事業

財団法人自治総合センターが実施する平成22年度コミュニティ助成事業で、大坊町内会にコピー機、テレビ、エアコン、舞台用幕など、250万円相当の備品が**宝くじの助成金で整備されました。**

購入された備品は、コミュニティ活動に利用されます。

宝くじの助成金で整備したコピー機